

令和3年9月3日

第55回通関士試験における新型コロナウイルス感染症対策 に係る留意事項について

第55回通關士試験の受験に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の事項についてご留意ください。

1. 検温の実施・体調不良の方の受験等について

- (1) 試験当日は、各自検温を実施の上、自身の健康状態をご確認ください。
なお、試験会場の入口において検温を実施する場合がありますので、時間に余裕をもって試験会場にお越しください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、受験をお控えください。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含みます。）と接触があり、医師又は保健所等の指示による健康観察（外出自粛）期間が終了していない場合
 - ・ 海外渡航歴があり、検疫所長が指定する場所（自宅等）における14日間の待機の期間が終了していない場合
 - ・ 発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感又は味覚障害がある等、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる場合
- (3) 試験会場において、発熱、倦怠感等の自覚症状が生じた場合には、必ず試験監督員にその旨、申し出てください。
- (4) 上記(1)の試験当日の試験会場における検温により発熱が認められた場合又は試験会場内において咳を繰り返す等、体調不良と見受けられる場合（上記(3)の申出があった場合を含みます。）等には、他の受験生への感染のおそれがあるため、試験実施者の判断により、受験の中止をお願いすることがあります。

2. マスクの着用等について

- (1) 試験当日は、感染症対策としてマスクを必ず着用してください。なお、マスクの着用に当たっては、鼻と口を確実に覆ってください。マスクを着用していない場合は、試験会場への入場をお断りする場合や受験の停止をお願いすることがあります。
また、本人確認（写真照合）の際等、試験監督員がマスクを一時的に外すよう指示を行う場合がありますので、その際は、指示に従っていただきますようお願いします。

※試験会場においてマスクの配布は行いませんので、各自でご用意ください。

- (2) 試験会場には、手指用消毒液を設置しますので、試験会場への入室前には手指消毒を徹底してください。なお、携帯用手指消毒液（アルコール除菌シートを含みます。）を持参しても差し支えありませんが、試験時間中はカバン等にしまってください。
- (3) 試験監督員についても、感染症対策としてマスク等を着用します。

3. 試験室の換気について

換気のため、施設の状況に応じ、試験室の窓やドアを開放することがあります。室温の高低に対応できるよう、試験当日の服装にはご注意ください。

また、換気に伴い、外部からの音が入りやすくなることがありますので、あらかじめご承知おきください。

4. 密集・密接の回避等について

- (1) 試験会場の入退場時に行列が生じる場合には、他の受験者との間に十分な距離を保ち、整列のうえ、入退場ください。なお、最終科目終了後の退場時には行列が生じる可能性がありますので、ご留意ください。
- (2) 試験会場への移動時、試験前後、休憩・昼食時、お手洗いの順番待ちの際等においても周囲の方との身体的距離（最低1m以上を目安）を保って密集を避けるように心がけてください。
また、対面での会話や飲食等のほか、私語を含め他の受験者との接触を控えるようお願いします。
- (3) 使用済のマスクやウェットティッシュを含め、ゴミは各自でお持ち帰りください。（ゴミ箱の使用を禁止する場合があります。）
- (4) 試験会場内での喫煙を禁止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

5. その他

- (1) 各試験会場における個別の留意事項等がある場合には、試験地を所管する税関のウェブサイトに掲載してお知らせします。
- (2) 試験実施後14日以内に新型コロナウイルス感染症への罹患が確認された場合には、速やかに受験した試験地を所管する税関の通関業監督官部門にご連絡ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて、保健所等の公的機関に対し、受験者の氏名、連絡先等の情報を提供するありますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 上記のいずれかに該当したことによって受験しなかった場合であっても、受験手数料の還付及び追試験の実施は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る状況等を踏まえ、上記以外にも更なる対応を取ることがあります。